

## 「営農支援システム」申し込みから利用開始まで

① 「営農支援システム利用申込書」ご記入

(利用規定をよくお読み下さい)



② 「営農支援システム」利用申込書ご提出

(当組合の本所営農課あてに提出願います)



③ J Aでの会員登録

(当組合での作業となります)



④ インターネットを利用しますので、プロバイダへの加入等

(既にインターネット接続されている方は不要です)



⑤ 会員登録完了通知 (サービス開始のお知らせ)

(当組合から利用可能となった旨の通知を行います)



⑥ 「営農支援システム」利用開始